

- 住民基本台帳の閲覧状況を公表します -

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まっています。それに伴い、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正され、住民基本台帳の閲覧には厳しい制限が設けられ、平成 18 年 11 月 1 日より施行されています。また、閲覧者の氏名などを年 1 回以上公表することが義務づけられました。田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表します。

1. 閲覧期間 平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日まで

2. 閲覧状況

（１）国又は地方公共団体の機関による閲覧（住民基本台帳法第 11 条第 1 項）

| 閲覧請求<br>団体名 | 閲覧請求事由            | 閲覧の年月日              | 閲覧にかかる住民の範囲                                    |
|-------------|-------------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 防衛省         | 自衛官の募集事務に係る<br>広報 | 平成 23 年<br>2 月 24 日 | 平成 5 年 4 月 2 日から<br>平成 6 年 4 月 1 日までに<br>生まれた者 |

（２）個人又は法人による閲覧（住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項）

| 閲覧請求申出者<br>法人名（氏名） | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧にかかる住民の範囲 |
|--------------------|---------|--------|-------------|
| -                  | -       | -      | -           |